

実務に即役立つ

法人税申告書 記載事例集

税理士 野原 武夫
共著 税理士 三上 秀則
税理士 鈴木 涼介

はしがき

我が国は平成時代に消費税の3%導入から始まり、今年の新時代に増税10%導入を迎ようとしています。また、日本の経済はというと民間給与実態統計調査によれば、平均給与は平成9年4,673千円/年をピークに、平成29年4,322千円/年と、下降しており少子高齢化の問題等も大変深刻です。今後はというと、①水道民営化による水道料金の値上げ、②移民法（改正出入国管理法）導入による所得の減少、③種子法改正による食料品の値上げ、④消費税増税による所得減少など、低所得者は更に貧しく、高額所得者には更に富むという格差拡大社会となっていく傾向かと思われます。このような状況下において、①法人数は大法人よりは中小法人が増え（経済産業省の外局である中小企業庁によると358万社中99.7%が中小企業）、②法人税、消費税、地方税は平成初期に比較すれば、申告書の別表は増大、かつ、複雑で誤りは増加、③税理士賠償保険の適用は増加です。つまり、非生産的な事務的作業に、多大なるエネルギーを投入されるということです。

そこで、納税者または税理士業を開業する方々のために中小企業の簡潔な法人税、消費税、地方税の申告書が出来る限りミスがないように作成できるものがあれば、少しでもエネルギーの節約になるのではないかと思い、本書を作成してみました。

この本は第1章から第3章及び付録に分かれており、その構成内容は次のとおりです。

第1章…資本金の額が1億円以下の中小法人を対象にして、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）を基礎にして、①法人税申告書、②消費税申告書、③地方税の申告書を作成し金額は連動しております。そこで使用される各申告書、別表及び添付書類等の関連の作成上のチェックポイントを掲載しています。したがって、個々の項目、例えば受取配当等の益金不算入の損金算入可否などの内容は省力しています。

第2章…第1章で金額の連動していない別表等で良く使用されるものは、別途この章でチェックポイントを掲載しています。

第3章…税務署に提出する諸申請書書、届出書等で重要と思われるもののチェックポイントを掲載しています（税理士等の損害賠償が多いところです。文中（適用要件）（添付義務）の表現がありますが、特に（適用要件）には注意してください）。

付 録…別表四、別表五(一)の申告調整の仕方及び税務調査等における実務上参考となるものを掲載しています。

本書が皆様の一助になればと思います。出版にあたり一般財団法人大蔵財務協会の諸氏にご協力頂いたことに対し、心から謝意を表します。

平成31年4月 著者一同

目次

第1章 連動する別表（法人税・消費税・地方税）

別表一（一）各事業年度の所得に係る申告—普通法人	2
別表二 同族会社等の判定に関する明細書	6
別表四 所得の金額の計算に関する明細書	8
別表五（一）利益積立金額及び資本金等の額の計算に係る明細書	10
別表五（二）租税公課の納付状況等に関する明細書	12
別表六（一）所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書	14
別表八（一）受取配当等の益金不算入に関する明細書	16
別表十一（一）個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	18
別表十一（一の二）一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	20
別表十四（二）寄付金の損金算入に関する明細書	22
別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書	24
別表十六（一）旧定額法または定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	26
別表十六（二）旧定率法または定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	28
別表十六（四）旧国外リース期間定額法もしくは旧リース期間定額法またはリース期間定額法による償却額の計算に関する計算書	30
別表十六（六）繰延資産の償却額の計算に関する明細書	32
別表十六（七）少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	34
別表十六（八）一括償却資産の損金算入に関する明細書	36
役員報酬手当等及び人件費の内訳書	38
様式第一 事業年度分の適用額明細書（当期提出分・再提出分）	40
貸借対照表	42
損益計算書	44
販売費及び一般管理費	46
株主資本等変動計算書	48
消費税の申告書	50
付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書	52
第六号様式 法人都民税・法人事業税・地方法人特別税の中間・確定申告書	54
第六号様式別表四の三 均等割額の計算に関する明細書	56

第六号様式 法人都民税・法人事業税・地方法人特別税の中間・確定申告書	58
第十号様式 課税標準の分割に関する明細書	60
第二十号様式 法人市町村民税の中間・確定申告書	62
第二十二号の二様式 課税標準の分割に関する明細書	64

第2章 連動しない別表（法人税・消費税・地方税）

別表六（七）中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	68
別表六（八）特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	70
別表六（十）試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書	72
別表六（十三）中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	74
別表六（二十四）中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	76
別表六（二十八）法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書	78
別表七（一）欠損金または災害損失金の損金算入に関する明細書	80
別表十四（五）完全支配関係がある法人の間の取引の損金の調整に関する明細書	82
別表十六（九）特別償却準備金の損金算入に関する明細書	84
別表十六（十）資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書	86
特別償却の付表（二）中小企業者等または中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表	88
雑益、雑損失等の内訳書	90
第六号様式別表九 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書	92
第六号様式別表二の三 控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書	94
第六号様式別表十四 基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書	96

第3章 申請及び届出書関係

法人設立届出書	100
青色申告の承認申請書	102
申告期限の延長の特例の申請書	104
棚卸資産の評価方法の届出書	106
減価償却資産の償却方法の届出書	108
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	110

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書……………112
 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書……………114
 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書……………116
 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書……………118
 事前確定届出給与に関する届出書……………120
 付表事前確定届出給与等の状況……………122
 土地の無償返還に関する届出書……………124
 相当の地代の改訂方法に関する届出書……………128
 欠損金の繰戻し還付請求書……………132
 更正の請求書（単体申告用）……………134
 組織再編成に係る主要な事項の明細書……………136
 消費税課税事業者選択届出書……………138
 消費税課税事業者選択不適用届出書……………140
 消費税簡易課税制度選択届出書……………142
 消費税簡易課税制度選択不適用届出書……………144
 消費税課税期間特例選択・変更届出書……………146
 消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書……………148

付 録 申告調整の仕方及び税務調査等

1. 申告調整の仕方について……………152
 2. 税務調査と質問検査権について……………158
 3. 税務調査手続に関するFAQ国税庁HP（一部抜粋）について……………159
 4. 加算税制度（国税通則法）の平成29年度税制改正について……………163
 5. 更正等の税務手続について……………164

凡 例

◆法令等の略号

かっこ書きで根拠条文を示すときは、次の略号を使用しています。

法 法	法人税法	地 法	地方税法
法 令	法人税法施行令	地 令	地方税法施行令
法 規	法人税法施行規則	地 規	地方税法施行規則
法基通	法人税基本通達	耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等 に関する省令
措 法	租税特別措置法		
措 令	租税特別措置法施行令	租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透 明化等に関する法律
措 規	租税特別措置法施行規則		
措 通	租税特別措置法基本通達		
消 法	消費税法	B/S	貸借対照表
消 令	消費税法施行令	P/L	損益計算書
消 規	消費税法施行規則		
消規通	消費税法基本通達		
通 法	国税通則法		

*法59②三＝法人税法第59条第2項第3号

◆本書は、平成31年1月1日現在の法例・通達等に準拠しています。

第1章

連動する別表 (法人税・消費税・地方税)

□非中小法人等…「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」…当期末における資本金の額または出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○で囲んで表示します

- (1) 次のいずれかの法人(大法人)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人
①資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人
②相互会社(外国相互会社を含みます)
③法第4条の7(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人
(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人
□適用額明細書提出の有無…添付もれはありませんか(租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律3①)

□事業年度 申告書…「確定」「中間」「修正確定」「期限後確定」と記載していますか

□1…別表四の「49」欄から移記されていますか

□3…別表の控除額の合計額となっていますか

□10外書の税額…別表四加算の用途秘匿金等の40%となっていますか(措法62①)

□14…用途秘匿金税額を含めて記載していますか

□15…確定申告の場合、納付の有無に関わらず記載していますか

□36…別表一(一)次葉「60」欄と一致していますか

□40…別表六(二)「50」欄と一致していますか

納税地 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇-〇
電話() -
法人名 株式会社A
法人番号
代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇

平成30年4月1日 事業年度分の法人税確定申告書
平成31年3月31日 課税事業年度分の地方税(中間申告の場合)の計算期間
この申告書による

Table with 16 rows and 4 columns (Ten, Hundred, Thousand, Yen). Rows include: 1. 所得金額又は欠損金額 (109070006), 2. 法人税 (1874424), 3. 法人税額の控除額, 4. 差引法人税額 (1874424), 5. 控除税額, 6. 土地譲渡利益金額, 7. 土地譲渡利益金額に相当する税額, 8. 課税留保金額, 9. 課税留保金額に対する税額, 10. 法人税額計 (1874424), 13. 控除税額 (35453), 14. 差引所得に対する法人税額 (1838900), 15. 中間申告分の法人税額 (1095600), 16. 地方税 (743300).

Table with 10 rows and 4 columns. Rows include: 33. 課税留保金に相当する法人税額 (1874424), 34. 課税留保金に相当する法人税額, 35. 課税留保金に相当する法人税額 (1874000), 36. 地方法人税額 (82456), 37. 課税留保金に相当する地方法人税額, 38. 所得地方法人税額 (82456), 40. 外国税額控除額, 42. 差引地方法人税額 (82400), 43. 中間申告分の地方法人税額 (48900), 44. 地方税 (33500).

銀行 〇〇〇〇〇〇〇〇 本店・支店
金融・組合 〇〇〇〇〇〇〇〇 出張所
農協・協同 〇〇〇〇〇〇〇〇 本所・支所
郵便局名等
口座番号
ゆうちょ納付 〇〇〇〇〇〇〇〇
貯金記号番号

F B 0 6 0 3

青色申告 一連番号 11111111
整理番号 11111111
事業年度(年)
売上金額
申告年月日
法人税 〇〇〇〇〇〇〇〇

法人税確定申告書
課税事業年度分の地方税(中間申告の場合)の計算期間
平成31年3月31日
この申告書による

Table with 17 rows and 4 columns. Rows include: 17. 所得税の額 (35453), 18. 外国税額, 19. 計 (35453), 20. 控除した金額 (35453), 21. 控除しきれなかった金額, 22. 土地譲渡税額, 23. 土地譲渡税額に相当する税額, 24. 課税留保金額, 25. 所得税額等の還付金額, 26. 中間納付額 (15-14), 27. 欠損金の繰戻しによる還付請求税額, 28. 計 (25+26+27), 29. この申告書の所得金額又は欠損金額, 30. この申告書により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額, 31. 課税留保金に相当する法人税額 (1874424), 32. 課税留保金に相当する法人税額 (1874424).

Table with 10 rows and 4 columns. Rows include: 45. この申告による還付金額 (43-42), 46. この申告書の所得金額に対する法人税額, 47. この申告書の課税留保金額に対する法人税額, 48. この申告書の課税留保金額に対する法人税額 (72), 49. この申告書により納付すべき地方法人税額, 40. 課税留保金に相当する地方法人税額, 41. 課税留保金に相当する地方法人税額, 42. 課税留保金に相当する地方法人税額, 43. 課税留保金に相当する地方法人税額, 44. 課税留保金に相当する地方法人税額.

税理士 〇〇〇〇〇〇〇〇
署名押印

- 添付書類(法規34, 35)
①申告に必要な計算の明細書(各別表)
②貸借対照表及び損益計算書
③株主(社員)資本等変動計算書
④②に係る勘定科目内訳明細書
⑤事業等概況書
⑥合併、分割、現物出資及び事後設立に係る契約書等の写し
⑦組織再編成に係る主要な事項の明細書(付表)(法基通17-1-5)

提出期限と提出先(法74, 75の2)
事業年度終了後2カ月以内(監査に係る申告期限の延長の特例を受ける場合は一定期間内)に納税地の所轄税務署長に提出する
※消費税の申告書の提出期限の延長は、ありませんので要注意(消法45)

提出部数
正副2通(国税局調査課所管法人にあっては3通)
なお、別表一(一)は更に1通作成して提出します

□28…還付金額は1円の端数まで計算した金額を記載していますか(通法120)

□31, 32…別表七の金額と一致していますか

□50～57…法人税率

区分	本則	平30.4.1以後開始する事業年度
「50」～「52」…資本金1億円以下の法人及び資本金を有しない法人（相互会社を除く）*	年800万円以下の部分 年800万円超の部分	15% 23.2%
「53」…資本金1億円超の法人及び相互会社		23.2%

*大法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある普通法人は「53」に含めます（法66⑥、143⑤、措法42の3の2①）

更正決定等の期間制限

	期間制限		
	平23.12改正前	平23.12改正後	平28.4改正後
更正 脱税以外の増額更正（通法70①）	3年 （法人税は5年）	5年	5年
純損失等の金額の増加、減少の更正	7年	9年	10年
脱税を伴う過少申告	7年		
無申告	5年（脱税に係るもの7年）		
減額更正	5年（脱税に係るもの7年）		
加算税のみの賦課決定	5年（脱税に係るもの7年）		

		事業年度等	平成30. 平成31.	
外国関係会社等に係る控除対象所 仮装経理に基づく過大申告の更				
法人 税	外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額の控除額 （別表十七（三の十二）「3」）	11		
	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	12		
法人税額				
中小 法人 等 の 場 合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	8,000,000	
	(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (50)	51	2,907,000	
	所得金額 (50) + (51)	52	10,907,000	
	所得金額 (1)	53	000	
地方 法人 税				
	所得の金額に対する法人税額 (33)	58	1,874,000	
	課税留保金額に対する法人税額 (34)	59	000	
この申告が修正申告				
法人 申 告 前 の 額 の 計 算	所得金額又は欠損金額	62		
	課税土地譲渡利益金額	63		
	課税留保金額	64		
	法人税額	65		
	還付金額	66	外	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (1⑩ - 65)若しくは(1⑩ + 66) 又は(66) - (28)	67	外	00
	この申告により納付すべき 欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	68		
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	69		

		法人名	株式会社A
所得税額等相当額等の控除額及び 正に伴う控除法人税額等の内訳			
地方 法人 税	外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額の控除額 （別表十七（三の十二）「4」と(38) のうち少ない金額）	39	
	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	41	
負 の 計 算			
	(50)の15.0%相当額	54	1,200,000
	(51)の23.2%相当額	55	674,424
	法人税額 (54) + (55)	56	1,874,424
	法人税額 ((53)の%相当額)	57	
税 額 の 計 算			
	(58)の4.4%相当額	60	82,456
	(59)の4.4%相当額	61	
与 である場合の計算			
地方 法人 申 告 前 の 額 の 計 算	所得の金額に対する 法人税額	70	
	課税留保金額に対する 法人税額	71	
	課税標準法人税額 (70) + (71)	72	000
	確定地方法人税額	73	
	中間還付額	74	
	欠損金の繰戻しによる 還付金額	75	
	この申告により納付すべき 地方法人税額 (44) - (73)若しくは(44) + (74) + (75) 又は((74) - (45)) + ((75) - (45)の外費))	76	

別表一（一）次葉
平三十・四・一以後終了事業年度等分

修正申告等加算税

修正申告等の 時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	平19.1.1 以後	平29.1.1 以後	平19.1.1 以後	平29.1.1 以後
法定申告期限の 翌日から調査通 知前まで	0	0	5%	5%
調査通知以後から 調査による更 正等予知前まで	0	5% (10%)	5%	10% (15%)
更正等予知以後	10% (15%)	10% (15%)	15% (20%)	15% (20%)

・（）書きは加重される部分（過少申告加算税：期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税：50万円を超える部分）に対する加算税割合
 ・加算税の確定金額の全額が5,000円未満であるときは全額切捨て（通法119④）
 ・法定申告期限から2週間以内に申告が行われ、かつ、納付税額の全額が法定納期限までに納付されていることなど、期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合は、無申告加算税を課さない（通法66⑦、通令27の2）

短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合

	期限後申告等があった日前5年以内に 同じ税目に対して無申告加算税、重加 算税を課されたことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% (20%)	25% (30%)
重加算税（過少申告加 算税に代えるもの）	35%	45%
重加算税（無申告加算 税に代えるもの）	40%	50%

・（）書きは加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合

地方法人税

平26.10.1以後開始課税事業年度	平31.10.1以後開始事業年度
基準法人税額（課税標準 [※] ）×4.4%	基準法人税額（課税標準 [※] ）×10.3%

※課税標準は所得税額控除、外国税額控除を適用しないで計算した金額（地法6）

□別表…同族会社の判定は上位3株主グループの持株割合により①株式数等、②議決権の数、③社員の数による判定のうち最も高い割合によっていますか（法法20、法令4）

□別表…協同組合、医療法人、相互会社に適用していませんか

□1内…B/S又は株主資本等変動計算書に自己株式がある場合、「内書」に自己株式の数を記載していますか

□8…他社と相互に持ち合っている場合は法人税基本通達16-1-3（相互に株式を持ち合っている場合の留保金課税）により判定していますか

□判定基準～明細…「名義株」は実際の権利者を株主等として取り扱っていますか（法基通1-3-2）

□判定基準～明細…株主等のグルーピングは最も持株の多い株主を中心に行なっていますか（自己株式を除く）（法法20）

□判定基準～明細…判定基準となる株主の「同族関係者」が所有する法人の持株を除外して同非判定を行っていませんか（法法20）

※「同族関係者」とは次のものです（法令4）

- ①株主等の親族
- ②株主等と事実上婚姻関係にある者
- ③個人株主の使用人
- ④その他個人株主から受ける金銭等で生計を維持している者
- ⑤②～④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ⑥①～⑤に掲げる者が有する株式の持株割合が50%以上となる会社等

事業年度又は連結事業年度	平成	平成	
同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	株
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	200
	株式数等による判定	3	100.0 %
会社	期末現在の議決権の総数	4	内
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5	
	議決権の数による判定	6	%
の	期末現在の社員の総数	7	
判	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8	
定	社員の数による判定	9	%
	同族会社の判定割合	10	100.0

順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	被株出
	住所又は所在地	氏名又は法人名		
1	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇-〇	税務 太郎	本人	

法人名	平成	平成	
特定同族会社	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	株
同族会社	株式数等による判定	12	%
の	(22)の上位1順位の議決権の数	13	
判	議決権の数による判定	14	%
定	(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	社員の数による判定	16	%
	特定同族会社の判定割合	17	%
	判定結果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社

被支配会社でない法人株主等		その他の株主等	
株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
19	20	21	22
株	株	株	株
		200	

□3、12…「1」欄の内書（自己株式数）を分母の数から除いて割合を算定していますか（法法20、67②、法令4②一）

□7～9、15、16…合名、合資、合同会社の場合のみ記載していますか

□18…判定結果は次のとおりです

特定同族会社（留保金課税対象）	「17」欄が50%超（期末資本金の額等が1億円超）*
同族会社	「17」欄が50%以下で「10」が50%超
非同族会社	「17」欄が50%以下

※中小法人（期末資本金等の額が1億円以下）であっても大法人（資本金等の額が5億円以上の法人）による完全支配関係がある普通法人は特定同族会社となります（法法66⑥二、三、67①）

※特定同族会社とは被支配関係（株主の一人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人が発行済株式の総数等の100分の50超を有する関係）にある会社で、一定の会社をいいます（法法67②、法令4②）

□19…判定基準～明細…被支配関係にある会社でない法人は「19」欄に記載していますか

□19…判定基準～明細…財団法人は「19」欄に記載していますか

□19、20…「21」欄又は「22」欄に記載すべきものを「19」欄又は「20」欄に記載していませんか

事業 平成30.
税務 平成29.

所得の金額の計算に関する明細書

区 分	総 額
	①
当期利益又は当期欠損の額	6,893,531
加 損金経理をした法人税及び地方法人税(別添税を除く。)	1,144,500
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	215,600
損金経理をした納税充当金	1,258,500
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞金を除く。)及び過払税	
減価償却の償却超過額	100,000
役員給与の損金不算入額	2,000,000
交際費等の損金不算入額	
一括償却資産損金超過額	691,200
算 小 計	5,409,800
減価償却超過額の当期認可額	80,000
減 納税充当金から支出した事業税等の金額	906,700
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	143,899
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「25」)	
受贈益の益金不算入額	
適格現物分配に係る益金不算入額	
法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額	
所得税額等及び欠損金の繰戻しに係る還付金額等	
一括償却資産当期損金認容	324,000
算 小 計	1,454,599
仮 (1) + (11) - (21) 計	10,848,732
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)の二)「25」又は「30」)	
超過利子額の損金不算入額(別表十七(二)の三)「10」)	
仮 (22) から ②4) までの計	10,848,732
青 附 金の 損 金 不 算 入 額(別表十四(二)「24」又は「40」)	22,821
沖縄の認定法人の所得の特別控除額(別表十(一)「9」又は「13」)	
国家戦略特別区域における認定法人の所得の特別控除額(別表十一「8」)	
法人税額から控除される前期税額(別表六(一)「6」)	35,453
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表五(二)「7」)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表十七(三)の十二)「1」)	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	
非継続継続事業等による日本船舶による収入金額に係る関係の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十四(29)、「24」又は「23」)	
合 計(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)	10,907,006
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	
非定額資本増資による配当金又は増資の額に係る増減分(別表十(二)「10」)	
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金の益金算入額	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	
差 (34) から (38) までの計	10,907,006
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「14」)	
総 計(39) + (40)	10,907,006
新設控除費又は海外新設控除費の特別控除額(別表十(三)「43」)	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「10」)	
農用地等を取得した場合の庄園費の損金算入額(別表十二(十四)「43」)	
開港国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」)	
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額(別表十二(十二)「10」)	
再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十五)「12」)	
残余財産の確定の日に属する事業年度に係る事業税の損金算入額	
所得金額又は欠損金額	10,907,006

4. 1 法 人 株式会社A

留 保	注 外	配 当	分 流 出
6,893,531			
1,144,500			
215,600			
1,258,500			
100,000			
		2,000,000	
691,200			
3,409,800		2,000,000	
80,000			
906,700			
		※	143,899
		※	
		※	
		※	
324,000			
1,310,700	外※		143,899
8,992,631	外※	△	143,899 2,000,000
		※	△
8,992,631	外※	△	143,899 2,000,000
		※	△
		※	
		※	
		△	
		※	
		※	
8,992,631	外※	△	143,899 2,058,274
8,992,631	外※	△	143,899 2,058,274
		※	△
		△	
		△	
		△	
		△	
		△	
		△	
		△	
8,992,631	外※	△	143,899 2,058,274

□1...P/Lの当期純利益(損失)の額と一致していますか

□1②...①<③のときはマイナス表示していますか

□1③...株主資本等変動計算書の剰余金の配当の額と一致していますか

□5...仮払税金または納税充当金の取崩しにより納付した加算税、延滞税等は加算流出していますか(この場合、同額を「減算」「留保」記載していますか)

□19...還付所得税等の記載もれとなっていないですか(法法26)

□29、30...所得税額控除及び外国税額控除の選択適用をした場合の控除対象外国法人税額の所得加算(流出)もれとなっていないですか(法法40、41、措法66の7③)

□49②...2,000万円超の場合、同族会社の留保金課税の適用がないか検討していますか

□49②...別表五(一)との検算及び別表三(一)の計算をしていますか

□加算の空欄...次のようなものが加算欄に記載もれとなっていないですか

- ① 評価損の否認額、圧縮記帳限度超過額、売掛金等の加算(留保)もれ(法法33等)
- ② 特定外国子会社の課税対象留保金額等の加算(流出)もれ(措法66の6)等

□減算の空欄...次のようなものが減算欄に記載もれとなっていないですか

- ① 損金不算入の評価益、株主資本等変動計算書の準備金等の損金算入等の減算(留保)もれ(法法25、措法52の3)
- ② 控除対象外国法人税が減額された場合等の減算(流出)もれ(法法26)
- ③ 取用等の特別控除額の減算(流出)もれ(「※」を付す)(措法65の2)
- ④ 株式の発行法人において自己株式の取得によりみなし配当が生じる場合の加算(流出)及び減算(留保)もれ等